

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和7年5月14日
独立行政法人大学入試センター

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

環境配慮契約法基本方針に基づく契約の締結実績の状況は次のとおり。

①電気の供給を受ける契約

- ・環境配慮契約（裾切り方式）を実施したが、不調・不落のため随意契約となった。

②自動車の購入及び賃貸借に係る契約

- ・対象となる案件がなかった。

③船舶の調達に係る契約

- ・対象となる案件がなかった。

④-1 建築物の設計に関する契約

- ・対象となる案件がなかった。

④-2 建築物の維持管理に関する契約

- ・保守点検等を目的としているなど、温室効果ガス等の排出の削減についての工夫の余地がない少額随契の業務だったため環境配慮契約未実施となった。

④-3 建築物の改修に係る契約

- ・対象となる ESCO 事業の案件がなかった。

⑤産業廃棄物処理に係る契約

- ・対象となる案件がなかった。